

L G B Tなどの性的少数者にかかる取組みについて

全市的な取組みを展開

大阪市人権行政推進本部（本部長：大阪市長）からの本部長通知のもと、各所属においてL G B Tなどの性的少数者（以下「L G B T」という。）の理解促進にむけた取組みとL G B T当事者に配慮した取組みを実施

平成 29 年度の取組状況

1 L G B Tに対する理解促進

（1）職員の理解促進

- ・ L G B Tをテーマにした人権問題研修の実施
管理者層（課長級以上）所属内研修
- ・ 研修にあわせ、L G B Tに対する職員の認知度等について調査を実施

<平成 29 年度 管理者層人権問題研修でのアンケート結果>

【認知度】 あなたは「L G B T」「性的指向」「性自認」という言葉を知っていますか

- ・「全部知っている」 66.2%（H28：38.3%）
- ・「知らない」 0.4%（H28：3.6%）

【理解度】 あなたは「L G B T」などの性的マイノリティについて、正しく理解し、適切に対応することができますか

- ・「できる」「ほぼできる」 86.8%（H28：88.4%）
- ・「できない」 21.6%（H28：21.4%）

（2）市民・企業に対する啓発

- ・「大阪市L G B T支援サイト」を開設し、随時情報を更新
- ・全区において、区広報紙・HP等の広報媒体や、区民まつり、人権週間等を活用した啓発を実施（別紙：各区役所の特色ある啓発の取組み一覧）
- ・L G B Tリーフレット「性の多様性について考えてみましょう」を作成・配布
- ・人権啓発推進員に対する研修や情報提供
- ・人権情報誌「K O K O R O ネット」に特集記事を掲載
- ・企業へL G B Tに関する研修を実施

2 L G B Tに配慮した取組み

（1）行政窓口での適切な対応

- ・全所属に「L G B Tなどの性的少数者に配慮した行政窓口での対応手引き」の周知・活用を要請

- ・市民サービスを担う委託事業者や、公の施設の指定管理者においても適切な対応が行われるよう、所属を通じ、事業者に研修の実施もしくは「行政窓口での対応手引き」の活用を要請

(2) 相談対応

- ・専門相談員による相談対応を実施（人権啓発・相談センター）
- ・各区の人権相談窓口における相談対応

(3) 学校における取組み

- ・平成 29 年 10 月に教育委員会事務局が、市立小学校・中学校・高等学校（全 444 校）を対象に実施した調査結果では、

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 現在 L G B T を自認、またはその傾向を示している児童生徒がいる学校 | 50 校（11%） |
| 児童生徒に対して L G B T に関する教育を実施（予定含む）した学校 | 115 校（26%） |
| 教職員を対象とした校内研修を実施（予定含む）した学校 | 106 校（24%） |

(4) 申請書類等の性別記載の見直し

- ・各種申請書や申込書、アンケート調査票等で、法令に基づき性別記載が必要な書類や様式変更システム改修が必要なものを除き、性別記載の見直しを進めており、平成 29 年度中に 215 件の見直しを行う予定。これにより、容易に見直しが可能なものについては、ほぼ対応できる見込み
- ・国の通知を受け、平成 29 年 10 月から国民健康保険被保険者証等の氏名および性別記載について、本人申し出により配慮を行う(性別記載への配慮は平成 25 年 9 月から実施)

(5) 庁舎トイレ案内での配慮

- ・庁舎・施設の多目的トイレに「どなたでも利用できます」や「レインボーマーク」の表示を行う取組みについて、多目的トイレが男女別のトイレ内に設けられている等、構造的に対応が困難な庁舎・施設を除き、平成 29 年度までに全区役所や関係局の計 240 の庁舎・施設において対応が完了予定

(6) L G B T 当事者に配慮した課題への対応

- ・各所属が所管する制度、サービス、施設等において、L G B T 当事者の利用に際して直面する課題について調査を実施。課題への対応方向等について検討し、できるところから対応を図っているところ

<平成 29 年度において対応を行った主な取組み>

- 避難所開設・運営ガイドラインの要援護者に性的マイノリティを追加(危機管理室)
- 国民健康保険被保険者証等の表面に通称名での記載・交付を可能(福祉局)

今後の対応課題について

1 L G B Tに対する理解促進

- ・職員に対し、引き続き研修等を実施し、L G B Tの認知度・理解度の目標を達成していくことが必要

| | |
|-------|---|
| 【認知度】 | あなたは「L G B T」「性的指向」「性自認」という言葉を知っていますか |
| | ・「全部知っている」 <u>平成 30 年度目標 40%以上</u> |
| | ・「知らない」 <u>平成 30 年度目標 10%以下</u> |
| 【理解度】 | あなたは「L G B T」などの性的マイノリティについて、正しく理解し、適切に対応することができると思いますか |
| | ・「できる」「ほぼできる」 <u>平成 30 年度目標 80%以上</u> |
| | ・「できる」 <u>平成 30 年度目標 20%以上</u> |

- ・平成 29 年 10 月に実施した市政モニター調査の結果、L G B T等の言葉の認知度は 84.3%で、前年より 12.4 ポイント上昇しているものの、性の多様性等にかかる理解度は十分でなく、年齢層により理解度に差がみられることから、引き続き、各所属の取組みを通じて、より多くの市民の理解を深める取組みを推進することが必要（平成 29 年度市政モニター調査報告書「人権行政について」P.20～P.26 参照）
- ・また、民間企業に対し、採用時や職場環境面の配慮はもとより、様々なサービスの提供においてL G B T当事者の利用への配慮が進むよう、企業団体等とも連携し、取組事例の情報の収集・提供や研修・啓発の実施など、取組みの促進を働きかけていく必要がある

2 L G B Tに配慮した取組み

- ・職員に対し、引き続き適切な窓口対応を徹底するとともに、指定管理者や業務委託による窓口従事者においても、それぞれの業務に応じた課題を把握し対応を行えるようにしていくことが必要
- ・人権啓発・相談センターにおいて、L G B Tに関しての強化相談日を新設するなど、相談対応の充実を図ることも検討
- ・学校における取組みについても、引き続き、こどもへの教育や教員への研修を広げていくことが求められる
- ・平成 29 年度に全所属を対象に実施した調査で把握した制度、サービス、施設等にかかる課題については、引き続き検討を行い、実施可能な改善を進めていくことも必要